

平成22年知立市議会 6月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成22年6月10日（水） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

山崎りょうじ	水野 浩	坂田 修	石川 信生
久田 義章	高橋 憲二	嶋崎 康治	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	加古 和市	市 民 協 働 課 長	正木 徹
総 務 部 長	林 勝則	総 務 課 長	今井 尚
防 災 対 策 室 長	杉山 月男	税 務 課 長	小笠原忠利
会 計 管 理 者	林 隆夫	監査委員事務局長	山本 英利
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	近藤 鈴俊
教 育 庶 務 課 長	石川 典枝	学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一
生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦	ス ポ ー ツ 課 長	野村 清貴

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第37号	知立市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第38号	知立市職員の育児休業等に関する条例及び知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	〃
陳情第3号	横流しされた金についての陳情	不採択
請願第1号	憲法第九条を堅持することを求める意見書提出と憲法第九条の理念に適った非戦平和主義の宣言、並びに非戦平和主義を広めることを求める請願	〃
陳情第7号	働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書	〃

午前10時00分開会

○水野委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は5件、すなわち議案第37号、議案第38号、陳情第3号、請願第1号、陳情第7号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第37号 知立市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

議案第37号につきまして、本会議であえて勤務を要しない日に労働組合活動ができるということを条例上うたうのはなぜかということで一応終わりました。

私、改めて企画部長御答弁の地方公務員法第55条の2第6項を勉強させていただきました。職員は、条例で定める場合を除き、給料を受けながら職員団体のための業務を行い、または活動してはならないと、こう規定があります。

したがって、条例でこれを受けたということですが、この立法主旨はどういうことをねらっているのでしょうか。

○秘書課長

本会議で議論いただきました件については、地方公務員法55条の2の第6項についてということまで今回条例を追加させていただくというものでありまして、その趣旨につきましては、今までも載っておりますけれども、休日及び年次有給休暇というものの期間中の組合活動ということで条例にも追加しております。

そんな中、これらについては正規の勤務時間に相当する時間については給与支給の対象となっております。今回この時間を組合活動に利用することは、やはり本来差しかえないものでありますけれども、この6項というのが勤務時間の支給対象

の時間に組合活動するものについては、やはりある程度、条例で規定して地方公務員法55条の2の第6項によりますと、条例で定める場合を除き給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、また、活動してはならないというのがありますので、この法律がある以上、私どもも一般的な休日につきましては職員何をしてもいいわけですが、職員団体のための業務ということでもちょっと規定されておりますので、その給料支給対象の部分については条例で定めるという考えで今回条例を出させていただきました。

○高橋委員

55条の2の第5項に、今は第6項の話で、第5項に次のようなくだりがあるんですね。第5項というのは専従者、組合専従になることが認められております。55条の2でね。ただし、5年間を超えてはならんということになってますが、組合専従の許可を受けた場合、それは当然組合活動に専従するわけですが、その許可が効力を有する間は休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする、こうなってるわけです。

つまり、公務員が税を原資に給料をいただいているわけですから、みずからの地位の保全、みずからの要求実現とはいえ、この給料をもらいながらその団体活動をやることについて厳しく戒めていると。専従者として、その間は休職扱い、休職者として給料はもちろん、退職手当の期間にも入れてはいけないと、こうなっている。その期間を組合が当然保障するという形になるわけですが、税でそのことをしてはいけないということを厳しくうたっている。ここに何が立法趣旨としてあるのかということですね、このことをお互いにはっきりさせないと、出されている条例提案について、その本質的な理論といいますか、本質的な背景というのは見えてこないというふうに思うんですが、このくだりまで申し上げるんですが、改めて立法趣旨について御説明くださいますか。

○秘書課長

今言われました55条の2の第5項ですけども、専従者として許可を受けたときは、今言われたその間に給与も支給されないというのが原則になっておりますので、やはり組合で活動しているその部分については無給というのが原則になっております。

ですから、今回のこの6項については支給対象になっている部分ですので、あえて条例に追加して、組合活動してもいいんだよという保障というんですか、そういうので規定づけたというのがこの公務員法の趣旨かなと理解しております。

○高橋委員

第1項は変わっておりません。(1)変わっておりませんね。この条例の新旧表見てもらえばわかるんですが、条例新旧表1の1、1項条例第2条の(1)は略、略と、変わらない。これはどういうことをいってるかという、適法な職員団体との交渉についてはこの限りではないと、こうなっています。なぜここだけいいんですか。適法な職員団体との交渉においては給料がつくわけですが、除外ですから。なぜここだけそういう区別をするのでしょうか。

○秘書課長

今言われたこの条例の第1号ですね、法第55条第8項の規定に基づきということですので、この規定する適法な交渉は勤務時間中においても行うことができるという趣旨になっておりますので、そういう時間中に交渉ができるというふうに理解しております。

○高橋委員

だから労働組合活動としてどれが適法でね、どれが適法でないのかというすみ分けがお互いに腹に落ちていなきやいけないと。

先ほど条文紹介があったように、適法な交渉、労使の交渉、確定闘争いろいろ言葉がありますが、この場合は勤務時間中にやってもよいと。この場合は、どういう扱いになるんですか。給料はつくんですか。

○秘書課長

組合の方のいろんな活動もありますけども、先

ほどの対象の部分の適法な交渉につきましては、勤務時間中においても行うことができるという規定にもとに、今回のこの条例にもありますので、活動はできると思っております。

○高橋委員

いや、活動できるんだけど、給料はもちろん払われてますよね、この間。

○秘書課長

ですから、その時間においては勤務をしなくてもよいということで給料を減額することはしておりません。

○高橋委員

これは一般にいう職免を当然採用されていると。職務専念義務の免除、この承認を得て交渉に当たるというふうに理解するんですが、それでよろしいですか。

○秘書課長

職務専念義務の免除ということで該当して交渉に当たっております。ですから、申請していただいて許可してということです。

○高橋委員

だれがこの職務専念義務免除を決裁されるんですか。決裁権者。

○秘書課長

所属長が一応市に申請していただいて、承認すると。そして私の方に合議というんですか、私の方も許可をしているというふうです。

○高橋委員

所属長並びに人事当局が合議をして、適法な交渉についてはこれを職務専念義務の免除ということをして有給でやると、こういう今、答弁だと思えます。それで正解だと思いますが、職務専念義務の免除というのは、ほかにも具体的な事例があるんですか。

○秘書課長

ちょっと詳しく見ないとはっきりとはあれですけど、私が来てから記憶で覚えておりますのは、私どもの秘書課におります国際交流協会の事務を担当しているということで、その事務に当たる部分についてはその扱いをしております。決裁をと

って扱っております。

それからあと、市の職員の消防団員につきましても、その消防団の活動ですね、火災の出動とかそういうときに当たって事前に年間通して申請して許可しております。

それと、あとちょっとまだあったんですけど、今思い出しませんので、すみません。

○高橋委員

労働組合活動について職免の場合は適法な労使の交渉ということ以外には現在認められていないと、こう理解するんですが、そういう理解でいいですか。

それから、職員団体以外の団体、例えば今言った消防団、あるいは国際交流協会に所属している場合は国際交流協会というのは、市の正式な業務ではないということで職免をされるということですか、どんな有給職免があるのか、もうちょっとまとめたものを御提示いただくことはできませんか。

○秘書課長

今ちょっと手元にありませんので、用意させていただきますと思いますので、お願いします。

それでは、一部でありますけども申し上げます。

職員における人間ドックを受診する場合に1日与えております。自動車免許の更新に当たって、4時間まで必要な時間ということで認めております。それとあと、深夜勤務の場合、深夜の勤務で午後10時から午後12時までの深夜勤務の時間数が1時間半以上だった場合に、翌日になりますけど1時間というふうに。それとあと、午前0時から午前5時までについて2時間未満の場合は2時間、2時間以上の場合は4時間というふうで職免をしております。これについては、選挙の開票とかそういうときとか、あと非常配備もあったかと思っております。

以上でございます。

○高橋委員

ちょっと窓口が広がってしまいましたが、労働組合活動についていえば、適法な交渉以外には職務専念義務の免除は許されないと。

したがって、有給休暇等を取って、ここにありますね、有給ならいいと。有給休暇を取って、あるいは時間給等取って組合活動をやるという現在到達だということはお互いに理解をしておきたいと思います。

それでね、ちょっと間口が広がってしまったんですが、そのほかの職免、今、人間ドック、免許の更新、深夜勤務等における翌日の一定期間の職免というのがあったんですが、国際交流協会その他のこともおっしゃっているんで、一度一覧表にして委員長、当委員会にきちっとしたものをお出しいただきたいというぐあいに思いますが、いかがでしょうか。

○秘書課長

それでは、後になりますけども、まとめさせていただきますと提出させていただきますと思います。

○高橋委員

わかりました。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第37号につきまして、挙手により採決します。

議案第37号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第37号 知立市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第38号 知立市職員の育児休業等に関する条例及び知立市職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

職員の育児休業等に関する法令整備によって我が市の条例を改正しようというものなのですが、その具体的な事例について本会議で佐藤議員が幾つか質問させていただきました。

具体的な実績、給与の保障、心配される幾つかの面が明らかになり、十分な運用が求められるところですが、その上に立って若干お尋ねしたいことがあります。それは議案一覧表で議案番号を付して解説がありますので、ここの概要をごらんいただくと概要の2ページですね、(1)について主に本会議で聞かせていただいたんですが、(2)でひとつお尋ねしたいのは、アとイがあるんです。これは時間外勤務をさせてはならないとありますが、時間内で帰りたいと、そのことを認める条文です。イの場合、3歳に満たない子のあず職員が、当該子を養育するための請求した場合に当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き時間外勤務をさせてはならないと、こうなってるわけです。

3歳に満たない子のある職員が定時に帰りたいと。これはその客観的な事情がわからないわけありませんが、基本的に要求があれば帰してあげべきだと思うんですが、ここに業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合、極めて主観的でケース・バイ・ケースを想定するような文言が入っているのですね、この文言の意味、そして具体的な運用、どういうふうを考えていらっしゃるのか明らかにしてください。

○秘書課長

今回のこの(2)の方ですけども、勤務時間条例第8条の3第2項ということで新設させていただくものでありますけども、3歳に満たない子のある職員が請求した場合に、この当該職員の業務を処理するために困難だという場合ですけども、現状においても3歳未満の子、育休明けの職員とかそういう方も同じだと思うんですけども、やはりある程度、職場で復帰して働いていただいて

おりますけども、そんなときにも各職場において、どうしても仕事において残業しないといけない場合もありますので、その辺は所属長と話し合っていて、本人も了承いただいた上で超過勤務に当たっていただくというふうな考えであります。

○高橋委員

そういうことなんでしょうけども、あえてこの条文が入ったということは、基本的に3歳未満児については請求があればその請求を認めるというのが大原則だと思うんですね。そこはいいですか。

○秘書課長

ですから、今回の改正の趣旨については、やはり3歳に満たない子まで今回新設されたわけですので、その辺の法の趣旨はそれを原則として当然認めるべきでありますけども、ただ、その仕事の直接当たってる職員がどうしてもその職員でないといけない場合は、やはり職員と相談の上、所属長が判断して行う。

それとあとは、所属長において、そういう対象者の仕事の配置とか配分、その辺も調整していただいて、これらのその新しい適用になった部分についてうまく運用できるような体制がとれば私も人事としてはありがたいと思っております。

○高橋委員

これは文字どおり例外的な規定で、現職の職員ですから、それはどうしてその職員をして残業させないと仕事がね、つまりあしたの朝までにどうしても処理しなければならない仕事という極めて限定的特異な例を除いては基本的にはそういうことは認めると、そういうことは認めるというか、時間外をさせないと。

つまり、所属長によって認める所属長もおれば、認めない所属長もいるというようなことでは困るわけですね。そして、部下が所属長に物を言う場合に、緊張感のない雰囲気物が言える所属長や職場もあるでしょうけども、みんなが一生懸命やっておるのに私は5時に帰りたいということについては一定の勇気とプレッシャーを感じながら所属長に申請をされると。そのときに所属長が気分や雰囲気で判断される所属長はみえないと思う

けども、それはだめだというようなことになりますと、その一言をもって一気にこの条例が規定がなし崩しになっていく。

だから私は、その許可しない具体的な事例は次のような状況のものだと。つまり、極めて限定的で、なおかつだれが見ても納得できるような場合を除いては、これはだめだというぐらいのガイドラインというか、基準を人事当局はつくって、そういうこの具体的な基準で運用すべきだといって私は所属長にきちっと教育し、また、その概念を示すべきだと、こう思うんですが、どう思われます。

○秘書課長

今回のやはり日本の少子化において、今回労働者が就業して子供の養育に当たるといふこの趣旨の環境整備という一番重要になってきますので、やはりその辺は所属長がこの趣旨を理解して、やはりほんとに特別のものを除いて請求があったときは時間外をさせないというようなふうで、人事としては、この今回の改正の趣旨については議決されましたら周知していきたいと思っておりますけども、そのガイドラインとか限定というのまでは今ちょっと現状では考えていませんですけども。

○高橋委員

私、育休の考え方や育休の法律の改正の中身をいろいろと勉強をさせていただいておるんですが、私の頭が相当固いなど、育休の改正を見るとね、育メンといって男が育児をしろと、厚生労働省が一番やってないんだということもやり玉に挙げたんですが、例えば、配偶者が専従で子育てができる環境であっても男性の職員が育休を取ることを認めましょうというわけでしょう、今度。

そういう点でいうと、私どもが育った環境からいうと、育休、育児に対する概念や考え方が相当新鮮なものに切りかえていかないと、どうも対応できない。男は厨房に入るなど、これは我々の前の世代の男性に対する一つのことわざだったんですが、私たちは男女共学でそういう思想を体には持っていませんが、昨今はさらに進んでね、男性が家庭で育児し、女性が外で働くというようなケ

ースもふえてきているという状況のもとで、私も育休に関するいろんなものを先ほど言ったように学ぶにつけて、古い自分が育休の法律の改正の中で洗われていくような思いになっているわけです。

つまり申し上げたいのは、所属長が私のような年代ではないにしても、それに近い年代の人たちの中には、この立法の趣旨が必ずしも体に身についていない。したがって、育休請求権者とこれを許可する間に考え方の違い、法律の求めている内容についての不一致があった場合には、今言ったような具体的なケースとして、いや、だめだということがないわけでもないのではないかと、こんな危惧ね、これは私の危惧であることを望むわけですが、感ずるわけです。

したがって、これは極めて例外的規定だと。客観的にだれが見ても、それはどうしようもないという例外中の例外として申請を却下することがあり得ると。基本的に申請されたら時間外はさせないと。こういう点で、ひとつきちっと庁内の意思を形成されるべきだと思いますが、企画部長どうですか、私の意見について。

○企画部長

育休に関する考え方というのは、今、御披露があったわけですが、まさしく私もそういうふうに感じております。

今言われるように、この規定だけではなくて育休そのものに対する考え方がだんだんと変わってきておる。その中で規定された条項でございまして、いわゆる限定的にこれを考えていく。考えていくというのは残業をどうしてもやらなきゃいかんということは限定的に考えていくと。基本的には請求があれば認めていくということで各課にも通知を差し上げたいし、人事当局もそういう視線で考えてまいりたいと思います。

○高橋委員

秘書課長いいですか、今の答弁で。基本的には認めていくんだと。これがあくまでも本流であるし、その流れなんだと。例外中の例外として規定されたというのが今の企画部長の答弁だと思いますので、その線に沿ってひとつやっていたきた

いんですが、改めて確認の御意見を求めたい。

○秘書課長

この法の趣旨に沿って、させてはならないというのを原則にして各課の方に趣旨を説明していきたいと思っております。

○嶋崎委員

一点だけお願いしたいと思います。

よくわからないところでですけども、今の第2項のところ、せっかくこうして項目を入れていただいたんですけども、この項目を悪用する、または逆用するという職員が出た場合、これはどのような処罰になるかを参考に教えていただきたいと思えます。

○秘書課長

今言われたことは、8条の3の2項を逆に利用して、その法の趣旨に反した利用した場合の罰則ということによろしいでしょうか。

やはり私ども地方公務員ですので、法の趣旨をきちんと守る遵守する立場でありますので、そのようなことがないように人事当局としてもこの改正の趣旨を職員に周知して、そういうことにならないようにしていきたいと思っております。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号について、挙手により採決します。

議案第38号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第38号 知立市職員の育児休業等に関する条例及び知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第3号 横流しされた金についての陳情の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○坂田委員

陳情第3号については、不採択の立場で意見を述べさせていただきます。

今回のこの陳情書の内容に目を通してみますと、陳情者の感情論や文書の一部には陳情者の作為的な部分もあるのではと感じられ、また、教育委員会の意見と大きく乖離する部分もあり、現時点で本陳情を取り上げるには無理があると考えられますので、不採択でお願いいたします。

以上です。

○高橋委員

本陳情の願意は、陳情書の冒頭6行あたりにその願意の中心があります。すなわち、公金で支払われるべき陳情者のいわば賃金がPTA会費の横流し、あるいはポケットマネーであるなどの内容であるために市議会において監査請求をされるよう求めている陳情であります。

この願意は、以前にも私、議論しましたが、公金として支弁されている行為について、その支弁の内容や中身が適法かどうかを請求するという意味合いでの監査請求というのは成立をいたしますけれども、支弁されていない、いわば負の支弁を本来このように支弁すべきだという形で監査請求を求めることは住民監査請求の概念に合致しないということがかつての委員会で当時の監査委員事務局から明らかになりました。私もその見解を了とするものであります。

したがって、本陳情の願意が市議会による監査請求、そして公金として支払われていないも

の監査請求を求めているらしいので、本件については、その意味でこの陳情を了とするわけにはまいらないというふうに思います。したがって、あの陳情そのものについては不採択という対応を表明したいと思います。

それで理由書の中に書かれている文章でありませんが、私の認識するところによると、陳情者が言われているように、この理由書の5行目あたりですか、残念ながら知立市教育委員会は解決するつもりがないようです。その一段奥に実労働の半分の勤務時間分しか公金で支払えないと。つまり市長が頭を下げるから半分で勘弁してくれという内容だそうなんですということで、頭を下げて職員の給料を半分にした例があるんでしょうかというふうには便々と述べられております。

私の認識してる本件についての状況では、教育委員会並びに陳情者との間で、るる協議が進んでいたというふうに認識をしております。市教委が全く解決するつもりがないのではなくて、私の理解するところでは、労働日の認定、理科支援員として陳情者が何日間働いたのか。つまり労働日の認定では一致しているというふうに認識をしております。

ただ、問題になっているのは、1日当たり、1回当たりの理科支援員の実労働時間を何時間にするのか、何時間だったのか。つまり理科支援員1コマと呼んでいるようですが、1コマの実労働時間の認識にずれがある、私はそのように理解をしております。

すなわち、1日で2コマあるいは3コマ、4コマというふうに労働されるケースがあるようですが、1コマ市は1.5時間、陳情者は1コマ3時間というふうに主張が食い違っております。場合によっては4コマやる場合が具体的にあるようですが、そうなりますと3時間の場合、4コマの12時間1日で勤務をするというような事態にもなります。したがって、実労働時間が一体全体何時間だったのかという点で陳情者と市教委の間に認識のずれがあったというふうに理解をしております。

それで陳情者言われているように、2010年3月

12日が最後の連絡ですとなっておるんですが、双方の努力がその意味で認識のずれをどう埋めたらいいのかということで双方の努力が行われている途中が3月12日だったというぐあいに理解をしております。その後の合意をさらに努力しながら、積み上げるべきそういう時期だったというふうに思いますが、陳情者は3月12日をもって交渉が成就しないと御理解をされたのでしょうか、その後は自分の思いを語られまして、現在は知立市民ではなくなってしまった。二度と再び知立市で暮らしたくないと。私は知立市民をやめますというように述べられております。そういう経緯でありますので、市教委の努力が全くなかったという認識は、私は、やや同感として同調するわけにはまいらないというふうにも考えます。

いずれにしても、冒頭申し上げたように、市議会が本件での監査請求を行うことについては、申し上げたようになじまないという点で、本陳情について不採択とすべきだというふうに申し上げます。

○水野委員長

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第3号について採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手なしです。

次に、陳情第3号について不採択とすること賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、陳情第3号 横流しされた金についての陳情の件は、不採択とすべきものと決定しました。

請願第1号 憲法第九条を堅持することを求める意見書提出と憲法第九条の理念に合った非戦平和主義の宣言並びに非戦平和主義を広めることを

求める請願の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○久田委員

請願第1号について不採択の意見を述べさせていただきます。

戦後の憲法論議の中心は、9条と自衛隊の関連でありました。現在は国民の多くが自衛権の存在を高く評価しております。最近では自衛隊も海外のPKOの活動や人道支援活動で汗を流すようになりました。しかし、派遣要員が自己や同僚を守る目的なら武器は使えるが、同じ任務のために離れた場所で活動する外国軍隊や国際機関の要員のためには使えないといった憲法解釈上の不備が指摘をされております。これでは軍隊としてはおかしな話であります。

また、9条により集団的自衛権が行使できないと解釈されていることについても日米同盟の抑止力を減退させる危険性をはらんでいるのみならず、アジアにおける集団的な安全保障協力を効果的に推進する上での障害となるとの批判も出ております。現在は国際テロリズムや北朝鮮の拉致事件などがあり、憲法9条を世界のPRすれば平和になるというような状況ではないのであります。国及び国民の安全が確保できるような憲法9条の改正の必要があるからであります。そんなことからして、請願第1条は不採択をお願いいたします。

○高橋委員

私は、請願第1号に対して採択すべきだと、賛成の立場を表明したいと思います。

特に私が注目しているのは、今回、宗教者が憲法9条を含め、平和の思いについて具体的に市議会に憲法9条遵守を求める行動をされた、このことについて心から敬意を表したいというふうに思います。

かつての大戦は厳しい国家統制のもとで十分な国民的な発言も許されない中で、あのような形で強行されました。多くの宗教者もみずからの教義とその思いを十分表明できないまま、過去の戦争に突き進んでいったその歴史の事実があります。特に真宗大谷派にあっては、過去の戦争とそれに

対するみずからの態度について、謙虚に思いを深めながら今日の平和についてのとらえ方を研さんされておられます。その意味でも高く私は評価をさせていただく敬意を表するものであります。

述べられておりますように、日本国憲法が世界に名だたる平和憲法としてその存在を今日キープしているのは、このゴシックで書かれている内容そのものであります。日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。前項の目的を達するために陸・海・空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。極めて高い崇高な理念が憲法9条であります。

私は、過去の戦争を経験された多くの皆さんの思いと私自身の思いを重ねて、いかなる事態であれ、本憲法9条を改定してはならない、強く決意をするものであります。

自民党政権下では、とりわけ安倍内閣が美しい国づくりを述べ、教育勅語を連想させるような国家主観を国民に押しつけようとしたしました。短命で国民の批判を浴びたわけでありました。そして、そういう状況のもとで憲法改定の手続法としての国民投票法がここに書かれているような形で施行されております。

民主党政権下ではどうかといえば、民主党政権下では小沢氏を軸に改憲解釈が横行しようとしております。国連決議さえあれば海外で自衛隊が武力行使をすることができる。すなわち、海外での集団的自衛権を国連決議の名においてこれを認めるという解釈であります。それを成就するために内閣法制局長官が憲法の番人として国会で客観的な憲法論議を行うことに支障があるとして国会法を変えて内閣官房長官を国会の出席からこれを排除する、こういう暴挙まで企まれたわけですが、小沢氏もああいう形で失脚をすることとなりました。同法は国会でかかっておりますが、このままでは廃案の見通しであります。

私どもは、こういう点から、当市においても憲

法9条を本当に守ってこうという草の根の住民運動や草の根の仕事を大にしていかなければならない、このように考えます。

請願項目の2番、憲法9条の理念をうたった非戦平和の実現を願うまちづくり宣言、これはこの趣旨とはぴたっと一致するかどうかはともかくとして、核兵器廃絶と再び戦争を起ささない、このことを誓った平和都市宣言が最終日に上程の予定であります。

また、非戦平和主義を市民とともに確認、学習し、これを続けていく決議、平和パネルとか、あるいは戦争体験を語る学校でのカリキュラムというものも十分とはいえませんが対応されております。

久田委員があのようなことをおっしゃいましたが、どうも戦後生まれの新鮮な市会議員としては、やや時代がかった御発言ではないかというふうに思います。

以上、申し上げて、とりわけ宗教者、真宗大谷派の九条の会から出された本請願に敬意を表しながら賛成をしたいと思います。

以上です。

○水野委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

それでは、これより採決します。

請願第1号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、請願第1号について不採択とすること賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、請願第1号 憲法第九条を堅持することを求める意見書提出と憲法第九条の理念に適った非戦平和主義の宣言並びに非戦平和主義を広めることを求める請願の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第7号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○嶋崎委員

陳情第7号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書については不採択でお願いします。

知立市も平和宣言としてそう進んでいくところでもあります。住民の平和、安心を確保するということは大切であると考えていますところです。陳情7号の願意は理解できるところもあるが、多くの要望をされております。一つに絞り切れないところをもって、よって不採択とさせていただきたいと思います。

○高橋委員

今、討論聞きましたが、ちょっと私、大変残念な思いです。

世間は長い間続いた自民政権に明確なノーを突きつけました。そして民主党に次代を任せる選択をし、耐えられなくなった鳩山内閣が今、表紙をかえて菅内閣ができたわけです。国民は、こういう選択を通じて何を訴えているのか、何を求めているのか。陳情第7号は、その側面をきちっと補足した国民の願いを多面的に、しかも一つの本質に向かって問うている極めて重要な陳情の願意だというふうに私は受けとめます。

述べているのは、大きく言って二つであります。一つは、労働者の働き方など人間らしい働き、人間らしく生活できるルールある社会、これを国や自治体がしっかり守ってほしい、この願意であります。激しい競争社会、市場原理主義、新自由主義が人々の心をぼろぼろにして今日のせつな的な社会を加速したことは、論を待たずにお互いが認識できるところではないでしょうか。この点が願意の第一です。

いまひとつは、戦後の日本の経済発展を支えた根幹として日本国憲法、とりわけ9条の戦争放棄などの条項、これを引き続き守っていただきたい、こういうものであります。後段部分は、先ほどの

真宗大谷派の皆さんの請願でその意を述べさせていただきます。その上で具体的には公共サービスの基本法の趣旨を生かして、公共サービス部門で働く労働者の官製ワーキングプアをなくしてほしい方策をとれ、これは一昨日の本会議の議案質疑でも公共下水道6割強で落札すると、落札率が。そのことはそのことで認識するんですが、そのことを通じて下請労働者や弱い人々に単価の切り下げなどのしわ寄せがいくのではないかと、全国各地でそれが問題になっています。働けど働けど我が暮らし楽にならざる。かつてよんだ啄木の声が聞こえてくるようであります。しかも、官製ワーキングプア、公共事業の発注ということを通じてワーキングプアを生むようなことがあっては断じてならない。公契約条例、今全国で大きな運動が広がり、当市でも検討されていますが、これを求める適切な願意、内容だと思えます。

また、国民の暮らしや権利を保障するための必要な人員の確保、定員削減計画の撤回、生活保護のケースワーカーの補充など、当市でもこれらについて議論が深まり、具体的に増員をいただいているところであります。

三つ目には、地方交付税制度、国庫負担制度、補助金制度、これらが地方自治体に十分な財源確保として働くように求めており、全く異論がないところであります。

また、道州制の導入は具体的な議論必ずしも十分ではありませんが、昨今の市町村合併を見ればそのとおり、小さな自治体は合併によって大変不便で住民サービスが低下をする。各地で告発が行われております。この都道府県版である道州制についての疑問が出されております。

また、地域主権戦略、民主党が言っておりますが、地域主権を旗印にしながら、実際は国の責任を放棄していく、こういう問題点についても指摘をしているところであります。

6番、7番は先ほど申し上げたとおり、憲法9条と内閣法制局長官の答弁禁止、問題だという願意であります。まさに時代の流れを得た適切な陳情であり、この陳情を心から採択されるよう求め

たい、そのように発言して私の発言をいたします。

○水野委員長

ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第7号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第7号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第7号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任お願いしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。

午前10時56分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長